

令和6年度 介護報酬改定概要 (技能認定登録者及びあはき師等 関連項目抜粋)

○ 技能認定登録者関連 通所リハビリテーション費

通常規模型通所リハビリテーション費単位数

所用時間1時間以上2時間未満の場合/1日 現行 366単位 → **改定後 369単位**

※ 通常規模では全ての時間で微増しており、大規模型は微減の改定となっています。

○ あはき師関連 通所介護費等における個別機能訓練加算

(1) 個別機能訓練加算 (I) イ 1日 現行 55単位 → 改定後 55単位

(2) 個別機能訓練加算 (I) ロ 1日 現行 85単位 → **改定後 78単位** 7単位減

(3) 個別機能訓練加算 (II) 1月 現行 20単位 → 改定後 20単位

※ 通所介護費における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算 (I) ロにおいて、現行、機能訓練指導員を通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。

解説 機能訓練指導員の配置

現行 イ＝専従1名以上配置 (配置時間定めなし) → 改定なし例 10:00～13:00

ロ＝イの配置に加え、専従1名以上配置 (提供時間を通じて配置) 例 9:00～16:00

改定 イ＝専従1名以上配置 (配置時間定めなし) 例 10:00～13:00

ロ＝イの配置に加え、専従1名以上配置 **(配置時間定めなし) 例 9:00～13:00**

※ イは、配置時間以外の時間で別の業務に配置することが可能

ロは、一人の場合イの算定が可能、又は別の事業所で資格を生かすことが可能

☞ 地域密着型通所介護費及び短期入所生活看護 (生活ショートステイ) についても同様

○ リハビリテーション・個別機能訓練・口腔管理・栄養管理に係る一体的計画書の見直し

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護等についても同様

解説 個別機能訓練計画書は、令和3年度の改定時に記入例を含め詳細に示されたが、今回の改定でも見直されるため、その情報については、今後協会ホームページ等で周知する予定

○ 福祉用具貸与及び特定福祉用具購入の要件改定

現行、歩行器や歩行補助杖、スロープ等は、貸与 (レンタル) として使用されているが、今回の改定において「貸与から購入」へ移行する品目がある。

福祉用具については、機能訓練指導員と深く関連があるため、今後の情報に注視していただきたい。

令和6年度 介護報酬改定の主な項目について

1, 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・質の高い公正中立なケアマネジメント ・看取りへの対応強化
- ・地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組 ・感染症や災害への対応力強化
- ・医療と介護の連携の推進 ・高齢者虐待防止の推進 ・認知症の対応力向上
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売の見直し

2, 自立支援・重症化防止に向けた対応

- ・リハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・自立支援、重症化防止に係る取り組みの推進 ・LIFEを活用した質の高い介護

3, 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- ・介護職員の処遇改善 ・生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・効率的なサービス提供の推進

4, 制度の安定性・持続可能性の確保

- ・評価の適正化、重点化 ・報酬の整理、簡素化

5, その他

- ・「書面提示」制度の見直し ・通所サービスにおける送迎に係る取り扱いの明確化
- ・基準費用額 (居住費) の見直し ・地域区分

注意 = 令和6年度 介護報酬改定は、**3月4日**に厚生労働省より公表されましたので、告示、通知、施設基準の詳細につきましては、同省のホームページ等をご参照ください。

また、協会本部においても、改定の質問に応じておりますので、メールでお尋ねください。